

## 大和市郷土民家園条例逐条解説

### （趣旨）

第1条 この条例は、郷土民家園の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、条例制定の趣旨を示している。

### 【解説】

郷土民家園の設置や管理等について必要な事項はこの条例で定める。

### （設置）

第2条 本市は、地域における文化財の保存及び活用と市民の郷土に対する認識を高めるため、郷土民家園（以下「民家園」という。）を設置する。

2 民家園の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 大和市郷土民家園

（2）位置 大和市上草柳629番地1

### 【趣旨】

本条は、民家園の設置について定めている。

### 【解説】

<第1項関係>

市は、地域における文化財の保存及び活用と市民の郷土に対する認識を高めるために、民家園を設置する。

<第2項関係>

名称は大和市郷土民家園とし、位置は大和市上草柳629番地1とする。

### （指定管理者による管理）

第3条 民家園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

### 【趣旨】

本条は、民家園の指定管理者による管理について定めている。

### 【解説】

民家園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

### 〔参考〕

「地方自治法第244条の2第3項」

「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 民家園の保存、公開及び活用に関する業務
- (2) 入園に関する業務
- (3) 民家園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

【趣旨】

本条は、民家園で指定管理者が行う業務について定めている。

【解説】

指定管理者は、民家園の保存、公開及び活用に関する業務、入園に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務を行う。

(公募)

第5条 市長は、指定管理者に民家園の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 民家園の概要
- (2) 申込期間
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (5) 選定の基準
- (6) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、民家園指定管理者の公募について定めている。

【解説】

民家園の指定管理者になろうとする団体を公募する。公募に際し市長は、民家園の概要、申込期間、指定管理者を指定して管理を行わせる期間、指定管理者が行う業務の範囲及び内容、選定の基準、その他市長が別に定める事項を明示する。

(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に民家園の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の指定の申込みについて定めている。

【解説】

指定管理者の指定を受けたい団体は、申し込み期間内に市長に申し込まなければならない。申込書には、民家園の管理に係る企画提案書、収支予算書、団体の財産目録、その他規則で定める書類を添える。

(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 民家園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 民家園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 民家園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 民家園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者の選定基準について定めている。

【解説】

市長は、次の選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 民家園の利用者に対する、平等な利用の確保とサービスの向上が図られるか。
- (2) 民家園の効用を最大限に発揮できるか。
- (3) 民家園の適切な維持管理ができ、あわせて管理経費の縮減が図れるか。
- (4) 民家園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか。
- (5) その他市長が別に定める事項を満たしているか。

(選定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者の選定結果の通知について定めている。

【解説】

市長は、指定管理者の候補者の選定結果を、申し込みを行った団体に速やかに通知しなければならない。

(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
  - (2) 新たに判明した事実により、民家園の管理を行うことが不適當であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

**【趣旨】**

本条は、被選定団体の再選定等について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

第8条に基づく指定管理者の候補者の選定結果通知後、被選定団体が次にいずれかに該当することとなった場合、市長は再び候補者を選定することができる。再選定は、当該被選定団体を除く申込団体の中から行う。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、民家園の管理を行うことが不相当であると認められたとき。

＜第2項関係＞

第1項各号に該当した団体は、次回の指定管理者の公募に申し込むことができない。

**(指定管理者の指定の告示)**

**第10条** 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の指定の告示について定めている。

**【解説】**

市長は、指定管理者を指定したときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間、その他市長が定める事項を告示しなければならない。

**(指定期間)**

**第11条** 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の指定期間について定めている。

**【解説】**

指定期間は5年を超えない期間とする。同一の団体を再指定することが可能である。

**(協定の締結)**

**第12条** 指定管理者は、市長と民家園の管理に関する協定を締結しなければならない。

**2** 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 管理業務報告に関する事項

(4) 管理費用に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(8) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者と市長が民家園の管理に関して締結する協定について定めている。

【解説】

<第1項関係>

指定管理者は、民家園の管理に関して市長と協定を締結しなければならない。

<第2項関係>

協定では、指定期間について、管理業務について、管理業務の報告について、管理費用について、指定の取消し及び管理業務の停止について、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護について、管理業務に係る情報公開について、その他市長が別に定める事項について定める。

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、民家園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 民家園の管理業務の実施状況

(2) 民家園の管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、民家園の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者が作成・提出する事業報告書について定めている。

【解説】

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度途中で指定を取り消されたり、業務の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、処分を受けた日までの事業報告書を当該年度分として作成し、提出しなければならない。事業報告書には、民家園の管理業務の実施状況、民家園の管理に係る経費の収支状況、市長が別に定める事項を記載する。

[参考]

「地方自治法第244条の2第11項」

「11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる」

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の指定取消、業務の停止命令に係る告示等について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

市長は、指定管理者の指定を取り消したり、業務の全部または一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他市長が定める事項を告示しなければならない。

＜第2項関係＞

前項に該当した指定管理者は、次回の指定管理の公募に申し込むことはできない。

**（開園時間）**

第15条 民家園の開園時間は、次に掲げるとおりとする。

（1）7月21日から8月31日まで 午前9時から午後5時まで

（2）前号以外の期間 午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、民家園の開園時間について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

民家園の開園時間は7月21日から8月31日までは午前9時から午後5時まで、それ以外の期間は午前9時から午後4時までとする。

＜第2項関係＞

指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て開園時間を臨時に変更することができる。

**（休園日）**

第16条 民家園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

（1）月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

（2）12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休園日を臨時に変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、民家園の休園日について定めている。

**【解説】**

＜第1項関係＞

休園日は月曜日とする。ただし、休日に当たるときは、直後の休日ではない日を休園日とする。また、12月29日から1月3日までも休園日とする。

＜第2項関係＞

指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て休園日を臨時に変更することができる。

[参考]

「国民の祝日に関する法律」

「第1条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第2条 「国民の祝日」を次のように定める。

元日 1月1日 年のはじめを祝う。

成人の日 1月の第2月曜日 おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

昭和の日 4月29日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日 5月3日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日 5月4日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

こどもの日 5月5日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日 7月の第3月曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

山の日 8月11日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

敬老の日 9月の第3月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

体育の日 10月の第2月曜日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

文化の日 11月3日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 11月23日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

天皇誕生日 12月23日 天皇の誕生日を祝う。

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。」

(入園の制限)

第17条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入園を拒むことができる。

【趣旨】

本条は、入園の制限について定めている。

【解説】

指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者や、その他管理上支障があると認められる者に対しては、入園を拒むことができる。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、民家園の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者の原状回復義務について定めている。

**【解説】**

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたとき、業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、民家園の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りではない。

**(損害賠償)**

**第19条** 指定管理者又は入園者は、民家園の施設、設備、資料等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者又は入園者の損害賠償責任について定めている。

**【解説】**

指定管理者や入園者が、民家園の施設、設備、資料等を損傷・亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむをえない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りではない。

**(個人情報の取扱い等)**

**第20条** 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び民家園の業務に従事している者は、民家園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

**【趣旨】**

本条は、指定管理者による個人情報の取り扱いについて定めている。

**【解説】**

**<第1項関係>**

指定管理者は、民家園の管理業務に関して保有する個人情報の漏えい、毀損、滅失の防止について、大和市個人情報保護条例の趣旨にのっとり必要な処置を講じなければならない。

**<第2項関係>**

指定管理者及び民家園の業務に従事している者は、民家園の管理に関して知り得た秘密を他人に漏らしたり、自己のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。指定管理期間満了後、指定の取り消し後、業務の退職後においても同様とする。

(情報公開)

第 2 1 条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成 1 2 年大和市条例第 1 9 号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の情報公開について定めている。

【解説】

指定管理者は、大和市情報公開条例の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について定めている。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。